

三重県 令和8年度インバウンド・ユニバーサルツーリズム・観光防災推進補助事業

よくある質問（4月17日時点）

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
1	補助の要件	補助対象事業者	宗教法人は補助対象事業者となり得るか？	宗教法人については補助対象外となります。
2	補助の要件	補助対象事業者	地方公共団体が所有するホテルの運営を受託して実施しているが、この場合申請することは可能か？	施設を所有する地方公共団体が申請主体となることはできませんが、運営の委託を受けている民間事業者等が申請を行うことは可能です。ただし、運営委託関係にあることが分かる契約書等をご提出いただけます。
3	補助の要件	補助対象事業者	NPO法人が所有・運営している宿泊施設の改修を主体となって申請することは可能か？	申請可能です。
4	補助の要件	補助対象事業者	近々、運営主体を変更する可能性があるが、補助対象となるか？	運営主体と所有者が異なる場合でも申請は可能ですが、業務委託契約書等、委託関係が確認できる書類の提出が必要となります。
5	補助の要件	補助対象事業者	マリソレジャーを提供する観光事業者も補助対象事業者となるか？	主に観光客に対してサービスを提供するものであれば補助対象事業者となります。ご自身が補助対象事業者か悩まれる場合は事務局まで個別にお問い合わせください。
6	補助の要件	補助対象施設	「宿泊施設」に民泊は含まれるか	住宅宿泊事業法の届出のみにより運営する施設は対象外となります。ただし、旅館業法（簡易宿泊営業として旅館業法上の許可を取得して実施する場合）の許可を得ている場合は対象となります。
7	補助の要件	補助対象施設	補助対象施設の「運営主体」と「所有者」が異なる場合、いずれから申請すべきか	いずれからの申請でも可能です。ただし、申請者と施設・建物所有者が異なる場合、所有者との関係を示す証拠書類と、「施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書」が必要となります。
8	補助の要件	補助対象施設	既存の施設を買い取った場合、補助対象施設となり得るか	申請時点で所有している物件については対象となります。
9	補助の要件	補助対象施設	観光施設のうち、飲食店は補助対象施設となるか ショッピングセンターは補助対象施設となるか	観光客向けの飲食店・土産物屋等は対象となるため、主に住民が利用する施設の場合は対象外となります。観光客向けの施設か否かの判定については、当該施設が地域の観光協会の会員であるかを判断基準とします。
10	補助の要件	補助対象施設	真珠の販売を行っているが、補助対象施設となるか	小売業は土産物店に該当すれば対象とします。ただし、消費者への直接販売を行わない卸売業は対象外となります。
11	補助の要件	補助対象施設	インバウンド向けの観光案内所のうち、どのような要件のものが対象になるのか	JNTO認定を受けている外国人観光案内所を所有または運営する民間事業者が対象となります。
12	補助の要件	補助対象施設	1事業者で申請可能な施設数の制限はあるか？	申請可能な施設数に制限はありませんが、予算の都合などから一部の施設の計画のみ認めるなど、すべての施設の改修が認められない場合はありますのでご注意ください。
13	補助の要件	補助対象施設	現在は旅館業法の許可を持っておらず、過去に宿泊施設として利用されていた建物を対象とした改修は可能か。	旅館業法の許可をこれから取得予定の事業者についても申請が可能です。※事業実施期間内に許可を取得し、許可証の写しの提出が求められます。スケジュールは十分考慮した計画としてください。
14	補助の要件	補助対象施設	1つの補助事業区分で複数施設を補助対象として申請する場合、施設ごとに交付申請をする必要があるのか	交付申請は事業区分ごとの提出となりますので、複数施設を改修する場合であっても、事業区分が同じであれば交付申請は1つとなります。なお、複数施設改修する場合は、実施計画書は施設ごとに作成が必要となります。事業区分が施設ごとに異なる場合は、事業区分ごとにそれぞれ交付申請をしていただく必要があります。
15	補助の要件	補助対象施設	事業者が県外にあっても施設自体が三重県内にあれば申請は可能か。	施設が三重県内に存在するのであれば申請可能です。
16	補助の要件	補助対象施設	休業している施設を改修し、完了後にリオープンを予定する場合、補助対象施設とみなされるか	休業中の既存の観光施設が改修を経て、再オープンするという計画であれば、既存事業者による改修整備であるため、対象となります。
17	補助の要件	補助対象施設	同一事業者から複数の事業（例：複数のホテルで改修を行うなど）を申請することは可能か？	同一事業者から複数の事業を申請することも可能です。ただし、同一事業者が複数の施設に対し、同じ補助事業を申請する場合、補助上限額は申請した施設すべてに対して適用されます。（例：ある事業者が施設A、B両方に対して補助事業①を申請する場合、補助上限額は施設A,B合わせて5000万円です）。また、同一事業者が複数の施設に対し、別の事業を申請する場合（例：②③）、補助上限額は補助事業ごとに設定されます。（例：施設Aに②、施設Bに③を申請する場合であれば、1事業者が申請できる補助の上限として、②の補助メニューでは上限1,000万円、③の補助メニューでは上限500万円となります。）
18	補助の要件	事業区分の併用	複数の事業区分を併用したい場合、どのように申請をすればよいか	本事業では②インバウンド対応、③バリアフリー・ストレスフリー対応、④観光防災・危機管理のうち、いずれか2つの事業の併用を可とします。各事業区分で補助限度額が異なるため、改修内容や規模に応じていずれを併用するかご検討ください。 ※①施設の高付加価値化・高機能化は他の事業との併用不可併用する場合は、それぞれの事業ごとに申請を提出してください。
19	補助の要件	事業区分の併用	補助事業①、③を併用することは可能か？	①と③の併用は不可能です。なお、②～④の事業はいずれか2つまで併用が可能です。

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
20	補助の要件	事業実施期間	1月29日（金）までに工事が完了しなかった場合、工事期間の延長は可能か	本事業は単年度事業であり、原則繰越はできません。そのため、確実に期間内に補助事業が完了できるよう実現可能な工事内容・スケジュールにて計画してください。 また、災害等のやむを得ない事情が発生した場合のみ、完了遅延承認申請書を提出・承認されることで遅延が認められます。完了遅延承認申請をいただいたとしても、承認されない場合もありますので予めご了承ください（承認されない場合は、補助金は支給できません）。
21	補助の要件	補助事業区分	インバウンド対応とはどのような基準で判断されるのか	明確な基準はありませんが、提出いただく事業計画で、どのようなインバウンド層をターゲットにするのか、どのような効果を狙うのかを定めていただき、インバウンド誘客のための取組ということを示してください。
22	補助の要件	補助事業の併用	国や他の自治体等からの補助金との併用は可能か。	国や他の自治体等からの補助金との併用（二重受給）はできません。 ただし、同一工事でない場合には申請することが可能です。
23	補助の要件	補助事業の併用	市から他事業も含めた運営委託費を補助金として受給している。この場合補助金の二重受給となり、申請することはできないのか？	同一の工事に対する国や他の自治体等からの補助金との併用（二重受給）はできません。 ただし、運営委託費に対する補助は上記に当てはまらないため申請が可能です。
24	補助の要件	補助事業の併用	自治体の補助金を活用して改修を行った。今年度は別箇所に本補助金を活用したいと考えているが、補助対象になるか？	既に終了している補助金事業であり、本事業と別箇所の改修であれば併用とみなされないため補助対象となります。
25	補助の要件	補助上限・下限	インバウンド高付加価値旅行者への対応としての改修を予定している。工事費が3000万円の場合、①施設の高付加価値化・高機能化、②インバウンド対応のいずれで申請すればよいか。また、その場合の補助上限はいくらか。	いずれの区分でご申請いただくことも可能ですが、工事費が3000万円の場合、②インバウンド対応では補助上限額の1000万が最大の補助金額となりますが、①施設の高付加価値化・高機能化でご申請をいただく場合最大1500万（工事費3000万の1/2）を補助金額とすることが可能です。
26	補助の要件	補助上限・下限	下限以下の事業は申請できないのか。	下限額を下回る計画では申請できません。 各事業区分ごとの補助上限・下限額をよく確認の上、申請ください
27	補助対象となる事業	補助対象の可否	現在進行中の工事があるが、これについては補助対象となるか？	本事業の補助対象となるのは、補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費となります。現在すでに着手している工事については補助対象となりません。
28	補助対象となる事業	補助対象の可否	海上の釣り堀を改修する事業は補助金の対象となるか？	海上での工作物設置等、事業に関する施設整備でいずれかの区分の目的達成に資する計画であれば対象となり得ます。 なお、施設整備に関して許認可が必要な場合は、許認可を得たことがわかる証拠書類を別途ご提出いただけます。
29	補助対象となる事業	補助対象の可否	インバウンド対応の場合、ツアー造成を行うことは補助の対象となるか	本事業は施設の改修等ハード整備にあたる事業に対して補助を行うものであり、ツアー造成は対象となりません。 事業に関連して施設が独自に取り組む施策として、計画書に記載いただくことは可能です（申請にあたり必須ではありません。）
30	補助対象となる事業	補助対象の可否	インバウンド旅行者ストレスフリー対応の為に客室改装は補助対象か？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
31	補助対象となる事業	補助対象の可否	インバウンド旅行者のストレスフリー対応の為に多言語化したインフォ、説明動画を表示するスマートTVの導入は補助対象となるか？	施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。 なお、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
32	補助対象となる事業	補助対象の可否	③バリアフリー・ストレスフリー対応、④観光防災・危機管理への申請について、停電対応GHPの導入(通常GHPからの更新)は、補助対象となるか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
33	補助対象となる事業	補助対象の可否	悪路の舗装は、既設コンクリート舗装道路の経年劣化の改修も含まれるか？	老朽化に対する修繕は補助対象になりません。 ただし、経年劣化の改修も含みながら、各事業区分の目的に応じた要素を含んでいれば対象になり得ます。
34	補助対象となる事業	補助対象の可否	飲食施設の小上がり席をテーブル席に改修することは補助対象になり得るか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
35	補助対象となる事業	補助対象の可否	インバウンド対応として、ホテル客室および館内トイレの洋式化を検討している。②インバウンド対応の補助額の下限が100万円であり、補助率が1/2であることを踏まえ、計画全体では200万円以上でなければ補助対象とならないと認識している。200万円以下のさらに小規模の改修を計画している場合、③バリアフリー・ストレスフリー対応で申請は可能か？	③バリアフリー・ストレスフリー対応では、バリアフリー・ストレスフリーに寄与する施設整備を補助対象としており、金額規模の条件のみで補助対象とすることはできません。③バリアフリー・ストレスフリー対応へ申請いただく場合は、バリアフリー・ストレスフリー対応のため、例えばバリアフリートイレの設置を行う等、バリアフリー・ストレスフリー対応のための実施内容を含んでいただく必要があります。なお、審査は事業実施計画との整合性等もふまえて実施します。
36	補助対象となる事業	補助対象の可否	インバウンド対応用の英語ホームページを新規で作成する費用についても補助対象となるか？	本事業は工事を伴うハード整備の補助金であるため、ソフト面の整備に係る費用は補助対象外です。
37	補助対象となる事業	補助対象の可否	観光客のストレスフリー化を目指し、ホテルの客室の枕元への充電設備（固着型）の導入、キャッシュレス決済に対応した食券券売機（固着型）の導入を検討しているが、補助対象になりうるか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
38	補助対象となる事業	補助対象の可否	客室の改装を予定している。カーテンの取り付けは補助対象になり得るか？	工事を伴わず取り外し可能なものは可搬性があるとみなされるため、補助対象外となります。

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
39	補助対象となる事業	補助対象の可否	③バリアフリー・ストレスフリー対応として、トイレの洋式化、トイレまでのスロープと手すりの設置、現在ある多目的トイレのうち一部を洋式（ウォッシュレット付き）に改修、等は認められるか	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
40	補助対象となる事業	補助対象の可否	今後、新たに土地を購入してインバウンド向けの宿泊施設を開業しようとしている。この場合、本補助金の対象となるか？また、土地や建物の購入費用も補助対象か？	交付申請時に旅館業の取得が完了していない場合でも補助対象施設として認められます（事業完了までに許可を取得し写しを提出することが求められます） また、本事業では改修にかかる費用が補助対象であるため、土地や建物の購入費用は本補助金の対象外です。
41	補助対象となる事業	補助対象の可否	③バリアフリー・ストレスフリー対応にて、トイレの設置を検討している。設置に伴う水道管工事は補助対象になるか。また、当該工事を市指定の業者で実施することは問題ないか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 指定業者での工事となる場合、業者選定理由書が必要となりますのでご注意ください。
42	補助対象となる事業	補助対象の可否	非常用オーディオ装置（館内放送）の整備や、非常用案内のパネル化等は対象になりうるか？	観光防災・危機管理に該当する内容であり、対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
43	補助対象となる事業	補助対象の可否	太陽光パネルと蓄電池の購入設置は対象となるか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
44	補助対象となる事業	補助対象の可否	インバウンド対応を目的とした客室の洋室化にあたり、寝具や畳は補助対象になるか？	工事を伴わず取り外し可能なものは可搬性があるとみなされるため、補助対象外となります。
45	補助対象となる事業	補助対象の可否	ストレスフリーのための工事として、トイレの洋式化、センサー式水石鹸供給栓の導入、自動水栓化等を予定しているが、補助対象になりうるか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
46	補助対象となる事業	補助対象の可否	すでにバリアフリールームを設けているが、構造上の不備があり宿泊客のバリアフリー・ストレスフリー化が必要な状況である。対応として、バリアフリールームを他の客室に移転する場合、補助対象になりうるか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
47	補助対象となる事業	補助対象の可否	③バリアフリー・ストレスフリー対応において、悪路の舗装と、軽食を提供できるような食事処の整備を検討している。これらは対象となるか。	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
48	補助対象となる事業	補助対象の可否	外国人観光客や長期滞在の観光客の顧客満足向上を目的とし、フィットネスジムやコインランドリー設備を新設する予定。本内容は今回の補助対象事業になりうるか。	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
49	補助対象となる事業	補助対象の可否	共同トイレの洋式化と断熱性のある窓サッシへの改は補助対象になるか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
50	補助対象となる事業	補助対象の可否	駐車場の凹凸および段差の改修整備、階段のみの出入口へのスロープ設置、空調のないトイレへの業務用空調設備導入について、補助対象となりうるか。	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
51	補助対象となる事業	補助対象の可否	③バリアフリー・ストレスフリー対応の事業として、駐車場悪路改修・スロープ設置の2事業を申請することは可能か？	同一事業者が複数の改修について、1つの事業区分にて申請することは可能です。 なお、各補助メニューの限度額は1事業者ごとの適用となりますので、補助上限額は駐車場悪路改修およびスロープ設置の2つの改修を合わせて500万円となります。
52	補助対象となる事業	補助対象の可否	③バリアフリー・ストレスフリー対応での申請を検討中。エアコンの高機能化、遮光性の高い窓への取り換えと段差のバリアフリー化を検討しているが、補助対象となり得るか？	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
53	補助対象となる事業	補助対象の可否	エアコンについてリースで導入を考えている、リース料金は補助対象となるか。	リース料は補助事業者の経常的な経費とみなされるため本補助金の対象とはなりません。
54	補助対象となる事業	補助対象の可否	Airレジの導入、車いすの導入は、可搬性のある備品の導入であり認められない認識だが相違ないか。	Airレジ、車いすともに工事を伴わず移動が可能であり可搬性があるとみなされるため、補助対象外となります。
55	補助対象となる事業	補助対象の可否	使用していない工場を休憩所へ改修予定。見積項目の中に「省令準耐火工事」と「水道局納金（加入金）」の項目があるが、補助対象となるか？	耐火工事にかかる費用は対象、水道局への納金は対象外となります。補助申請額から「水道局納金」にかかる金額を除いたうえで、交付申請額を記入してください。
56	補助対象となる事業	補助対象の可否	Wi-Fi整備は対象となるか	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
57	補助対象となる事業	補助対象の可否	サウナルーム改修は対象となるか	対象となり得ます。 ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
58	補助対象となる事業	補助対象の可否	浮橋の改修は対象となるか	対象となり得ます。ただし、施設の修繕にあたりと判断された場合は対象外となります。審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
59	補助対象となる事業	補助対象の可否	既存施設の解体・撤去は対象となるか	「新設」「増改築」を目的とした既存施設の解体・撤去であれば対象となります。解体・撤去のみの実施は対象外となります。
60	補助対象となる事業	補助対象の可否	キャッシュレス対応等のDX整備は対象となるか	対象となり得ます。ただし、ソフトウェア導入等設備の実態が伴わないものに関しては対象外となりますのでご注意ください。審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
61	補助対象となる事業	補助対象の可否	〇〇は対象経費か、対象経費外か	FAQに具体事例のないものについては個別に確認いたしますので事務局までお問い合わせください。
62	補助対象となる事業	補助対象の可否	発券機を新規代替してWebチケット対応機種にする場合は、補助対象となるか	対象となり得ます。ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
63	補助対象となる事業	補助対象の可否	和洋室化、ではなく洋室化の改修事業は対象となるか	対象となり得ます。ただし、審査においては各事業区分ごとの計画における事業の整合性や有効性を確認し、総合的に判断いたします。
64	提出書類（公募・交付申請時）	経費積算表	経費積算表について、税抜と税込で2シートあるが、どちらで作成すればよいのか	税込シートは免税事業者・簡易課税事業者が対象です。課税事業者の場合は、税抜シートで作成ください。
65	提出書類（公募・交付申請時）	経費積算表	1枚の見積書の中に採用する箇所と、不採用になる箇所が混合している場合、どのように対応すればよいのか	積算表には実施する工事のみを記載いただき、見積書上には手書きでも構いませんので採用箇所と不採用箇所が分かるようにお示しいただけますと幸いです。また、対応する見積もりが分かるように合番を振ってご提出いただけますと幸いです。
66	補助対象となる経費	自社調達	基礎工事を自社で施工することを検討しているが、自社への発注は補助対象となるか	自社への発注は補助対象外となります。恐れ入りますが、他社への発注にてご対応ください。
67	補助対象となる経費	消費税の扱い	消費税は補助対象経費に含まれるか	原則として、補助対象経費に含めないこととします。ただし、以下の補助事業者については、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金申請額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 簡易課税事業者である補助事業者 ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限り。）、消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者 ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者 ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
68	補助対象となる経費	補助対象となる費目	外注費は含めても良いか 含めても良い場合、費目はどのようにするか	改修工事の実施や工事の設計等に関する費用等は含めることが可能です。直接的に工事に関わる費用は「工事費」、設計費等の間接的に工事に関わる費用は「工事関連費」として計上ください
69	提出書類（公募・交付申請時）	業者選定理由書	業者選定理由書について、直近数年以内に同施設で採用済みの業者であること、当時も相見積もりを取得していること等は合理的な理由になるか	一般論としては、「その1社に発注せざるを得ない」ということが相応に判断できる理由の記載が必要になります。もしご希望がございましたら、事務局による申請サポートを活用いただき、詳細な情報も含めてご照会をいただけますと幸いです。
70	提出書類（公募・交付申請時）	業者選定理由書	業者選定理由書は、相見積もりを取らずに採用する業者それぞれについて必要か	業者選定理由書は、選定事業者毎に提出してください。
71	提出書類（公募・交付申請時）	口座振込申出書	口座振込申出書に記載する口座は、補助金の受け取りをする口座でよいのか	ご認識の通りです。補助金の受け取り口座の情報をご記載ください。
72	提出書類（公募・交付申請時）	工事の図面	空調設備の工事を想定しているが、図面についてどのようなものを準備すればよいのか	工事の図面をご準備いただけたことが最も望ましいですが、備品購入のみの場合など図面が存在しない場合は取り付ける空調設備の仕様書などをご手記ください。
73	提出書類（公募・交付申請時）	公募・交付申請期間	申請書類提出のスケジュールを教えてください	以下の通りとなります。詳しくは公募要項をご確認ください。 応募開始：令和8年4月17日（金） 受付締切：令和8年5月29日（金）17:00
74	提出書類（公募・交付申請時）	公募・交付申請期間	施工会社からの見積書・図面が揃わず、交付申請に時間がかかる。どうすれば良いか	申請があった書類は締切日以降審査に諮ります、原則締切日までの書類提出をお願いします。やむを得ない事情がある場合、まずは事前に事務局までご相談ください。
75	提出書類（公募・交付申請時）	事業証明書	個人事業主の場合、事業証明書として認められる書類にはどのようなものがあるか	『個人を特定できる』『個人で事業を行っていること、事業目的』『改修する施設の状況』が公的に証明できる書類が必要です。以下の3点の書類をご準備いただくことを推奨いたします。 ① 住民票 ② 個人事業主納税証明書、確定申告書、開業届出書、等 ③ 登記事項証明書（土地・建物の不動産登記簿謄本）
76	提出書類（公募・交付申請時）	事業証明書	事業証明書はいつ取得したものを提出すればよいのか	申請日から3カ月以内に取得したものを提出してください。

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
77	提出書類（公募・交付申請時）	施設所有者と補助事業者の名義相違	市から借りている土地の上に作る予定の施設・建物（申請事業者名義となる）について、施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書は必要か	交付申請期限までに占有許可書を提出してください。 交付申請期限までに占有許可証の提出ができない場合、同意書の文言を変更したうえで作成をご依頼いたしますので事務局までご相談ください。
78	提出書類（公募・交付申請時）	施設所有者と補助事業者の名義相違	建物の登記上、持ち分を2分の1として申請者・親族にて共有していることが分かった。この場合施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書は必要か	施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書の文言を一部修正し、共有名義人から同意を得たうえで、提出いただく必要があります。該当する場合は事務局より具体指示を差し上げますので問い合わせください。
79	提出書類（公募・交付申請時）	施設所有者と補助事業者の名義相違	施設の所有者が祖父となっており補助事業者名ではない。また、親族であるため賃貸契約や委託契約は存在しない。どのような書類を提出すればよいか	施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書の文言を一部修正し、名義人から同意を得たうえで、提出いただく必要があります。該当する場合は事務局より具体指示を差し上げますので問い合わせください。
80	提出書類（公募・交付申請時）	施設所有者と補助事業者の名義相違	建物を多くの会社で共有所有しており、名義相違に係る同意を各所へ求めることが難しく1か月程度かかる。代替措置を検討いただくことは可能か。	施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書の文言を一部修正し、代替措置を検討できる可能性があります。該当する場合は事務局より具体指示を差し上げますので問い合わせください。
81	提出書類（公募・交付申請時）	施設所有者と補助事業者の名義相違	改修を予定している施設が申請者の保有物件ではなく、賃貸物件の場合、提出が必要な書類が知りたい	施設の所有者と賃貸契約を結んでいるという証明書（通常は賃貸契約書）が必要です。 ※交付申請時には賃貸借契約を結んでいる必要があります（工事に入る前に、貸主に許可を得ていることを証明するため） その他の例として、夫婦関係で名義が異なる場合は、夫婦関係・改修権限を証明するため、追加提出書類として、戸籍謄本、もしくは、所有名義者からの了承を得たことに対する一筆(捺印付)＋印鑑証明書を添付ください。
82	提出書類（公募・交付申請時）	事前着手届	事前着手届を出せば、交付決定よりも前に工事を始めていても認められるのか	交付申請とともに「事前着手届」を提出した場合、採択・交付決定の前でも工事に着手することができます。 ただし、審査の結果、採択・交付決定に至らなかった場合、補助金は支給できないため、全額自社負担となります。 また、届出に記載した着手日より前に契約・発注が認められた場合、補助対象となりません。
83	提出書類（公募・交付申請時）	事前着手届	できるだけ早く事前着手を行いたいが、交付申請書類がすべて揃ってからでないと、事前着手届を提出することができないのか。	早期に事前着手を行いたい場合は、まずは事務局へご相談ください。 提出書類のうち、指定の書類を先行して提出いただくことで事前着手が認められる可能性がございます。 なお、審査の結果不採択となった場合や工事が補助対象外経費を含んだ内容であった場合、最終的に申請書類が揃わなかった場合については、補助金が支給されないことがあることをご了承ください。
84	提出書類（公募・交付申請時）	事前着手届	事前着手にあたり提出した書類について、申請期間内に修正が生じた場合は再度提出しても良いか？	申請期間内であれば、以前提出した様式の記載事項を上書きして再度提出しても構いません。 なお、採択可否の審査は、最後に出された内容で審査を行います。
85	提出書類（公募・交付申請時）	実施計画書	③バリアフリー・ストレスフリー対応での申請を考えているが、専門家への意見聴取とは具体的に誰への聴取を想定しているのか？	専門家の基準は明確に定義していないものの、NPO法人 伊勢志摩バリアフリーセンターや関連資格を取得している方など、専門的な知識を持っている方が望ましいと考えられます。 ※個別相談にて伊勢志摩バリアフリーセンターとお繋ぎすることが可能です、ご希望の場合は事務局までご連絡ください。
86	提出書類（公募・交付申請時）	実施計画書	③バリアフリー・ストレスフリー対応での申請の場合、バリアフリー対応を実施せず、ストレスフリー対応に資する改修のみでも申請可能か？	ストレスフリー対応のみでも申請いただくことは可能ですが、バリアフリーにも配慮した計画の提出を推奨します。
87	提出書類（公募・交付申請時）	実施計画書	③バリアフリー・ストレスフリー対応について、ストレスフリーに係る工事のみを実施する場合、実施計画書の「バリアフリー改修に当たって実施した専門家への意見聴取」等は空欄のままでもよいのか？	専門家への意見聴取は任意です。 ただし、③の区分で申請を行う場合、ストレスフリー対応のみに係る工事を実施した場合でも、心のバリアフリー認定の取得は補助要件となっておりますのでご注意ください。
88	提出書類（公募・交付申請時）	実施計画書	バリアフリー改修に関する専門家への意見聴取について、バリアフリー専門家とは誰のことを指すか。例えばバリアフリーに知見のある建築士にアドバイスもらいながら設計を依頼しているが、これは専門家への意見聴取にカウントしうるか。建築士からアドバイスをもらっていても、さらに伊勢志摩バリアフリーツアーセンターに相談する必要があるか。	専門家の基準は明確に定義していないものの、バリアフリーツアーセンターや関連資格を取得している人が望ましいです（必ずしも有資格者でなくともOK）。バリアフリーに知見のある建築士のアドバイスもカウント可能と考えますので、申請書に記載していただくと幸いです。また、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターへの意見聴取は必須ではありません。
89	提出書類（公募・交付申請時）	実施計画書	工事前の写真及び工事後のイメージについて、あまり見栄えが変わらないが、このままでいいか？	改修内容が見た目では分かりづらい場合でも、工事の内容等を説明できれば問題ありません。 ※尚、施工前後の写真は、完了実績報告の際に必要なため改修前の写真は押さえておくようしてください

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
90	提出書類（公募・交付申請時）	実施計画書	部屋の改修を行う、工事のビフォーアフターは代表的な写真でいいとのことだが、3部屋すべて間取りや雰囲気が違う場合も1部屋分のみでよいか？	<p>工事のビフォーアフターは行われる工事が適切な内容か、また、計画の意図に沿って行われる予定かどうかを確認するための資料です。そのため、間取りの違いのみであれば代表的な1部屋のみで問題ありませんが、改修内容やコンセプトが異なる場合はそれぞれの改修箇所の写真があることが望ましいと考えられます。</p> <p>-----</p> <p>例①：代表する1部屋の提出でOKの場合 ・6畳の部屋と8畳の部屋を対象としているが、いずれも行う工事はバリアフリー化のための段差除去に係る工事である ・元の部屋は南国風と和風でコンセプトが異なるが、改修後のコンセプトはいずれの部屋も計画に沿った洋風に統一することを想定している 等 例②：それぞれの部屋について提出が望ましい場合 ・6畳の部屋と8畳の部屋を対象としており、行う工事の内容も異なる（行う工事ごとに適切な内容かを審査します） ・改修後のコンセプトが、南国風と和風など複数に分かれている（予定しているコンセプトごとに全体計画に沿った内容かどうかを審査します） ※判断に迷う場合は事務局までご相談ください。</p> <p>-----</p> <p>※改修内容がわかるよう、以下のポイントに留意して資料を作成ください。 ・施設全体の中でどの箇所を改修するのかわかる現状写真 ・上記の写真に改修範囲・箇所を図示（文字で記載or部分スケッチ） ・図示した部分と図面との対応に、改修工事内容（寸法、仕上げ、取り付け方法等）を記載</p>
91	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	改修する建物に登記がないことが判明した。不動産登記簿謄本は必要か、対応を教えてください	<p>全ての建物は不動産登記が必要です。（未登記の状態では、交付決定がされません。） 現在の登記名義人が補助事業者でない場合（これから建物を購入する場合など）は、その旨記載いただき、登記が完了次第提出をしてください。</p>
92	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	改修により建物面積が増える場合、新たに登記簿の提出が必要か？	新たに建てる部分の土地の登記簿をご提出ください。
93	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	不動産登記簿は建物だけの提出で問題ないか	土地と建物両方の登記事項証明書をご提出ください
94	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	市所有の建物につき不動産登記が存在しないため、建物台帳を代替として提出する形で問題ないか。	建物台帳を代替書類としていただいて問題ありません。
95	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	改修予定のグランピング施設（ドーム型の固定テント）について、登記がされていないことが分かった。原則として建物としての登記が必要との認識ではあるが、登記を取得した方がよいか。また、登記を新たに取得すべき場合、交付申請期限までの取得が間に合わなければ、取得次第の提出としても交付申請を受理いただけるか。	<p>対象の施設について、建築物としての登記義務の有無を法務局にご確認ください。 登記の必要がある場合は、登記事項証明書の取得・提出をお願いします。提出期限については、可能な限り期限内に合うことが望ましいものの、難しい場合には、まずは、所有者を証する書類（固定資産納税通知書、固定資産税（土地・家屋）課税試算内訳書 等）を期日までに提出いただいたうえで、登記事項証明書が取得でき次第提出ください。 建築物としての登記が不要である場合は、所有者が分かる書類（固定資産納税通知書、固定資産税（土地・家屋）課税試算内訳書 等）を提出してください。</p>
96	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	工事予定の施設について、土地は全部で19筆あるが、工事予定の建物はうち2筆のみが関連する。土地の登記事項証明書は、19筆全て提出する必要があるか。	本補助事業で工事予定の建物が建つ土地分だけの提出でかまいません。
97	提出書類（公募・交付申請時）	不動産登記簿	土地・建物の不動産登記簿謄本について、登記情報提供サービスから出力した書面でも差し支えないか。	不動産登記簿謄本について、登記情報提供サービスから出力した書面でも差し支えありません。
98	提出書類（公募・交付申請時）	見積書	入札を予定しているため、提出した見積額より、実際には安価な見積額になることが予想されるが問題ないか。	<p>交付申請時は予定価格、もしくは概算見積書を徴収する場合は、概算見積書に記載の金額により申請を行い、入札によって金額が決まった段階で、変更交付申請を行ってください。なお、変更交付申請による金額の変更については、減額する場合のみ認められますのでご了承ください。</p>
99	提出書類（公募・交付申請時）	見積書	交付申請段階で提出する見積もりは本見積でなければならぬか。交付決定後の金額変更は可能か。	<p>本見積をご提出ください。 交付決定後は軽微な変更の範囲であれば金額変更可能です。ただし、いかなる場合も増額は認められませんのでご注意ください。 ※交付決定時から改修内容・趣旨が大きく変わるなどの場合は認められない可能性もございます。詳しくは交付決定後に配布予定の事業実施マニュアルにてお知らせいたします</p>
100	提出書類（公募・交付申請時）	見積書	申請時に提出した見積の見積業者を、採択後に変更することは可能か。	原則として、申請時に提出頂いた見積は確定版としていただきますようお願いいたします。
101	提出書類（公募・交付申請時）	役員等に関する事項	役員等に関する事項について、役員には監査役の等全ての記載が必要か	登記事項証明書に記載されている名前はすべてご記載ください。
102	提出書類（公募・交付申請時）	役員等に関する事項	直近で役員の変更を予定しているが、交付申請時には登記が間に合わないことが予定される。この場合関連書類（登記事項証明書、役員等に関する事項）はどのように対応すればよいか。	<p>登記事項証明書は交付申請時点のものをご提出いただき、登記が完了した時点で再提出をお願いいたします。 役員等に関する事項は、交付申請時に実際に就任している役員を記載してください。</p>

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
103	提出書類（公募・交付申請時）	旅館業法の営業許可証	旅館業法の営業許可証の写しについて、原本がないため、同じ効力の書類として保健所による証明書を提出しても良いか。	保健所による証明書について、旅館業法の営業許可証の写しの代替書類として認めます。
104	提出書類（公募・交付申請時）	経費積算表	複数の見積書がある、積算表にどのようにまとめればよいか	同じ1枚のシートの中に施工会社に分かるようにしたうえで、複数の見積書の内容をまとめて記載ください。ただし、内容の重複なく、合計金額を正しく計算したうえでの提出をお願いします。内容欄には、どの見積書の、どのページに該当するか、可能な限り詳細に記載願います。
105	提出書類（公募・交付申請時）	経費積算表	見積書に合わせて項目を増やすことは可能か？	可能です。内容に合わせて積算表の行をコピー＆ペーストの上ご作成ください。
106	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の掲載場所	申請書類はどこで取得できるか？	県庁HPにて公開しています。
107	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	セキュリティ上PDF化ができないため、添付書類について郵送しても良いか？	原則、メールでのご提出をお願いしております。やむを得ない事業がある場合においては、例外措置として、期限内必着で事務局あてに郵送を認める場合がございます。まずは事務局までご相談ください。Excelなど、メールでの送付が可能なものについてはメールでのご提出をお願いいたします。
108	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	様式についてExcelごと提出する認識で合っているか、送付の際ZIPファイルなどでまとめて送っても問題ないか	様式集はPDF化せず、Excelごと提出をお願いします。ZIPファイル等で添付いただく、もしくは各種アップロードサービスをご活用いただく形でも問題ございません。
109	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	ファイル名に事業者名称を入れる必要があるが、複数の改修を計画している場合、どのように提出すればよいか。	各種様式（Excelシートにまとまっているもの）については、Excelのままご提出いただければと存じます。その他の書類については、命名規則に従って命名いただくとともに、施設毎の提出が必要なものについては「命名規則に従った命名_施設名」のような形で命名いただけますと幸いです。
110	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	申請資料をメールで送付したが、何らかの原因でうまく送信できていなかった。期限を超過しているが受領は可能か。	交付申請は期限厳守とさせていただいており、受け付けることはできません。
111	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	先日様式を提出したが、実施計画書をもう少しブラッシュアップしたい。一度提出しているが、差し替えは可能か？	提出メド切までに再度提出いただければ差し替え可能です。
112	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	データが重く送付できない、どうすればよいか？	PDF化いただいてもなお送付が難しい場合は、データ便等のサービスを活用しご送付下さい。※画像データが主な原因かと思われる、画像データの圧縮もご検討ください。
113	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	提出書類を事務局へ送信する際に利用する大容量ファイル送信システムについて、推奨されるものや受付不可なものはあるか？	推奨するサービスは特段ありませんが、事務局側がダウンロードする際にアカウント登録やアプリのダウンロードが必要となるものは受付不可です。なお、事務局側のセキュリティの関係上、万が一アクセスが難しいサービスであった場合には、別途のサービスでの再送をご依頼する場合がございます。ご理解をお願いします。
114	提出書類（公募・交付申請時）	申請書類の提出	申請書類は、記載できたものから五月雨に提出しても良いか。	可能な限り纏めて提出いただければ幸いです。他方、事前着手を行いたい場合は、一部書類を先行して提出いただくことで事業着手が認められる可能性があります。まずは事務局までお問い合わせください。ただし、採択されなかった場合には自己負担となる旨はご了承をお願いいたします。
115	計画の審査	加点項目	観光連盟や観光協会の加入について今から新規加入すると加点されるか	新規入会も加点対象となります。※申請締切時点の各団体の加入状況を確認します。ただし、加点措置を受けるためだけに一時的に会員となったこと等が認められた場合、補助金の減額又は返還の対象となる場合がありますのでご注意ください。
116	計画の審査	加点項目	三重県観光連盟への加入申請を検討しているが、加盟料が50口以上となっており負担。1口でもいいのか。	三重県観光連盟への加盟を希望される場合は、公募要項でお示している三重県観光連盟のホームページの記載をご参照ください。なお、ご参考として、上記ホームページでは必要な年会費は1口1,000円を50口（計50,000円）からと記載されており、1口のみでは加盟不可であると思われます。
117	計画の審査	加点項目	三重県観光連盟または各地域の観光協会への加入に関する加点措置について、継続で3年以上加入していなければ加点を受けられないのか	この機会に三重県観光連盟等へ新たに加入する場合でも加点対象となりますが、加点措置を受けることのみを目的とした一時的な加入は認められません。
118	計画の審査	加点項目	三重県観光連盟または各地域の観光協会へ加入をしないでも申請自体は可能なのか	三重県観光連盟等への加入は加点措置であり、加入をしないでも申請は可能です。
119	計画の審査	採択予定件数	採択予定件数はどの程度になる見込みか	①施設の高付加価値化・高機能化 6件程度 ②インバウンド対応 10件程度 ③バリアフリー・ストレスフリー対応 14件程度 ④観光防災・危機管理 14件程度 を予定しています。 ※いずれも、予算の範囲内において、実際の申請金額により実施できる件数は変動します。
120	計画の審査	選定の観点	補助金額が補助上限額よりも安くなっているが、補助金額に応じて採択されやすさは変化するか。	審査では、実施計画と改修内容の整合性などもふまえた判断を行いますので、補助額の多寡のみをもって採択されるといったことはありません。しかし、一般論として、費用が大きな工事を実施する場合はほうが充実した内容の工事を行うことができると想定されますので、その点で補助金額の大きな事業のほうが内容面で評価されやすい可能性はございます。
121	計画の審査	補助事業区分の変更	仮に、①施設の高付加価値化・高機能化で不採択となった場合、②インバウンド対応で自動的に再度審査されて採択される場合はあるか。	①で不採択となった際に、自動的に他の区分で再審査・採択となるような措置は検討しておりません。
122	事業内容の変更等	経費の変更	採択後の経費配分の変更は認められるか。	30%未満の配分変更であれば変更交付申請の手続きは不要となる予定です。詳細については後日採択者向けに公開いたします事業実施マニュアルに掲載予定です。

No.	カテゴリ1	カテゴリ2	質問内容	回答
123	事業内容の変更等	工事内容の変更	交付申請を行った改修の内容は変更しないが、改修する範囲を拡大する場合、計画内容変更の申請が必要となるか？	交付決定を受けた改修内容の変更や、改修する範囲の拡大により交付決定金額を増額することは一切認められません。（追加の改修にかかる費用は補助対象外となり、自費で改修いただくこととなります）。自費での改修となる範囲について計画内容変更の申請は不要です。なお、実地検査の際、どこまでが補助金での改修範囲なのかご説明をお願いします。
124	事業内容の変更等	採択後の申請区分の変更	①施設の高付加価値化・高機能化で採択後、仮に一部の工事の完了が間に合わず、完了できる工事の工事費が①の下限に達しないことになった場合、①の採択から②インパウンド対応に切り替えることは可能か	①で採択になった後、改修内容に変更があった場合②へ切り替えることはできません。万が一、採択決定後に大幅な改修内容変更があれば別途変更申請手続きを行っていただくことになります。※変更が認められない場合もありますのでご了承ください。
125	事業内容の変更等	申請取下げ	やむを得ない事情で交付決定前に申請の取下げをしたい。どのような手続きが必要か。	交付決定前に取り下げを希望する場合、事務局へまずはご連絡をお願いいたします。※交付決定後に取り下げを行う場合は、別途申請が必要です。
126	事業内容の変更等	金額の変更	交付決定時より費用が減額となるが、変更可能か？	申請額の減額については軽微な変更であれば変更申請は不要です。※軽微な変更の詳細は後日発行予定の事業実施マニュアルを確認してください ただし、工事内容が大きく変更となる場合、一定以上の減額幅となる場合、計画変更申請が必要です。まずは事務局へご連絡ください。
127	事業内容の変更等	金額の変更	交付決定時より費用が増額となるが、変更可能か？	交付決定後はいかなる場合も増額は認められません。自己費用にて負担いただくことになります。
128	その他	申請サポート	申請サポートとはどういった内容を指すのか	申請サポートは、申請に関する悩み事、必要書類の書き方についてのご相談、事業全般について、事務局が個別に申請サポートを承るものです。オンラインで最大30分/回を想定しており、複数回の利用も可能です。ご希望の場合は、事務局メールアドレスまでその旨をご連絡ください。※事務局による申請サポートは、採択をお約束するものではありません。
129	その他	申請サポート	申請サポートについて、事務局に申請書類の作成をしてもらうことはできないのか？	申請サポートを活用して相談いただければ事務局側から意見やアドバイスをすることは可能ですが、書類作成は基本的には事業者様に行っていただく必要があります。また、事務局のアドバイスに従っても県での審査の結果、不採択となる可能性があることはご留意ください。
130	その他	申請サポート	事務局による申請サポートに金融機関等、申請事業者以外が同席することは可能か？	可能です。
131	その他	二次公募	二次公募は予定しているか。	現状、決まった予定はありません。
132	その他	補助金の振込	事業の完了を10月末で想定している。請求・振込までのスケジュール感を教えてほしい。	10月末の事業完了後、30日を経過する日までに、完了実績報告書を提出してください。その後、実地検査を行い、問題がなければ、交付額の確定をします。確定後14日以内に請求書を提出いただき、請求書が届いてから15日以内に、申請いただいた口座へ補助金を支払います。